部長及び参事官　　生企発第557号
殿　　令和８年７月16日
所　属　長　　10年保存（口訓）
本　部　長

猟銃等講習会実施要領の制定について（通達乙）

猟銃等の講習会の実施については、高知県警察銃砲刀剣類事務取扱規程（平成17年９月本部訓令第19号）及び「猟銃等講習会実施要領の制定について（通達甲）」（平成28年３月18日生企発第292号）に基づき運用しているところであるが、所要の見直しを行い、新たに別添のとおり「猟銃等講習会実施要領」を定め、令和８年７月16日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

猟銃等講習会実施要領

第１　趣旨

この要領は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下「法」という。）第４条第１項第１号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可を受けようとする者に対して行う講習会（以下「初心者講習会」という。）、法第７条の３第２項の規定による許可の更新を受けようとする者に対して行う講習会（以下「経験者講習会」という。）及び法第９条の14第１項の規定による年少射撃資格の認定を受けようとする者に対して行う講習会（以下「年少射撃資格認定講習会」という。）を円滑かつ適正に実施するために必要な事項を定めるものとする。

第２　講習会の定期開催等

初心者講習会、経験者講習会及び年少射撃資格認定講習会（以下「講習会」と総称する。）は、受講者が容易に受講できるように配意し、高知市及び県内各地において定期的に開催するものとする。ただし、必要により、臨時に開催することができるものとする。

第３　臨時の講習会開催要求

署長は、自署管内において講習会を臨時に開催する必要があると認めたときは、その理由、講習会の種別及び受講予定人員を本部長に報告するものとする。この場合において、報告は、臨時の講習会を開催しようとする日の40日前までに電話等の方法で行うこととする。

第４　開催期日及び場所の指定

１　講習会の開催期日及び場所については、本部長が長期の計画を策定して指定し、各署長に通知するものとする。

２　臨時の講習会については、必要のある都度開催期日及び場所を本部長が指定し、関係署長に通知するものとする。

第５　公表

署長は、本部長から講習会の開催通知を受けたときは、講習会の開催日時、開催場所及び種別を記載した書面を署、交番又は駐在所の広報板その他の見やすい場所に掲示するものとする。

第６　会場及び開催準備

１　会場

講習会の会場は、原則として開催地の署とする。ただし、必要により他の施設を使用することができる。

２　開催準備

講習会の指定を受けた署（他の施設を使用する場合には、その所在地を管轄する署。以下「開催署」という。）の署長は、講習会を開催するために、会場の整備、開催当日における講習事務取扱者の選定、会場表示その他の必要な準備を行うものとする。

第７　受講申込書の受理手続等

１　受講申込みの受付期間

(1)　銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。）第20条に規定する講習受講申込書又は規則第80条に規定する年少射撃資格講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）の受理は、原則として、当該講習会を開催しようとする日のおおむね１月前から14日前までの間に行うものとする。

(2)　受付期間を経過した後に受講申込書の提出がなされたときは、やむを得ない事情がある場合を除き、次回の講習会を受講するよう指導するものとする。

２　受講申込書の受理手続

(1)　署長は、受講申込書の提出を受けたときは、講習会の種別、記載事項及び写真の適否を確かめ、受講申込書の予定欄に受講年月日及び受講場所を記載し、かつ、受理印を押印して受理するものとする。

(2)　警察行政手続オンライン化システム（以下「システム」という。）による講習会の受講申込みの場合、システムの申請画面に「受講希望年月日」及び「受講希望場所」を入力する画面があり、当該欄入力時の注意事項として、受講者から提出先に問い合わせるよう案内表示がされていることから、受講者からの問合せがあった際には適切に対応すること。

なお、システムによる申請画面には、初心者講習と経験者講習の別が設けられていないことから、所持許可の有無についての入力欄等の記載事項により判別すること。

(3)　署長は、(1)により受講申込書を受理した場合は、高知県警察ＷＡＮシステム（以下「土佐ＮＥＴ」という。）を利用した電子メールにより、速やかに生活安全企画課長に当該受講申込書を送信しなければならない。

(4)　講習用テキストその他の教材（以下「講習用テキスト等」という。）の交付について、署長は、初心者講習及び年少射撃資格講習申込者に対しては、講習会申込みのための来署時や、システムによる申込者が手数料納付のために来署をした際に行うなど、講習受講者が事前に学習できるように配慮すること。

なお、経験者講習会の受講申込者に対しては、経験者講習会当日に講習

会場で配布するものとする。

(5)　講習会の受講手数料の収納事務は、県本部で行うものとする。

3　受講申込書の取扱い

署長は、受理した受講申込書を書留逓送により、速やかに生活安全企画課長に送付しなければならない。この場合において、署長は、当該受講申込書の写しを作成し、署において５年間保管しておくものとする。

第８　講習会の開催準備

1　受講者名簿の作成

生活安全企画課長は、講習会を開催するに当たり、初心者講習会及び経験者講習会にあっては土佐ＮＥＴの銃砲登録照会システム（以下「銃砲登録照会システム」という。）により受講者名簿を作成するものとし、年少射撃資格認定講習会にあっては別記第１号様式の年少射撃資格認定講習会受講者名簿（以下「年少射撃資格認定講習会受講者名簿」という。）を作成するものとする。

2　講習会開催当日の事務

(1)　生活安全企画課長は、講習会開始前に１により作成した受講者名簿及び年少射撃資格認定講習会受講者名簿によって出欠を取るとともに、受講申込書に貼り付けられている顔写真と出席者の顔とを照合して、出席者が受講申込者本人であることを確認しなければならない。

(2)　初心者講習会又は年少射撃資格認定講習会の受講者には、別記第２号様式の受講票を交付するものとする。

第９　講習会の内容及び時間

講習会の内容及び時間は次のとおりとする。

1　初心者講習会

(1)　所持者の責任と心構え

講習用テキスト等により30分

(2)　所持に必要な知識

講習用テキスト等により２時間30分

(3)　使用、保管等の取扱い

講習用テキスト等により２時間

2　経験者講習会

(1)　所持者の責任と心構え

講習用テキスト等により30分

(2)　安全管理

講習用テキスト等により１時間15分

(3)　使用、保管等の取扱い

講習用テキスト等により45分

(4)　教養効果測定

生活安全企画課長が作成した問題により30分

3　年少射撃資格認定講習会

(1)　年少射撃資格の認定のために必要な知識

講習用テキスト等により３時間

(2)　空気銃の使用方法

講習用テキスト等により１時間

第10　講習会の講師

1　法令関係

生活安全企画課の職員とする。

2　取扱い関係

生活安全企画課の職員とする。ただし、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第11号）第３条の規定に基づき国家公安委員会から講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者として指定を受け、公示された者に委託して行わせることができる。

第11　考査

初心者講習会及び年少射撃資格認定講習会の受講者に対しては、次により考査を行う。

1　考査の実施時間

考査は、講習終了後引き続いて行い、法令関係及び取扱い関係を合わせて１時間とする。

2　考査の実施要領

(1)　考査は、生活安全企画課長が作成した問題を用いて実施する。

(2)　初心者講習会の考査は、50問の正誤式とし、１問１点の配点で45点以上を合格基準とする。

(3)　年少射撃資格認定講習会の考査は、50問の正誤式とし、１問１点の配点で35点以上を合格基準とする。

(4)　受講票の番号を受験番号として用いる。

(5)　解答は、別に配布する解答用紙に記入させる。

(6)　考査は生活安全企画課の職員が行い、部外者には関与させない。

3　合格者の発表等

(1)　考査終了後速やかに採点して合格者の発表を行う。

(2)　不合格者は、次の講習会においても当該講習会の内容を全て受講するものとし、考査のみを受けることは認めない。

第12　証明書

1　証明書の交付

生活安全企画課長は、講習会の課程を修了した者に対し、規則第21条に規定する講習修了証明書又は規則第81条に規定する年少射撃資格講習修了証明書（以下「証明書」という。）を交付するものとする。

2　証明書の取扱い

(1)　証明書は、正副２通を作成するものとする。

(2)　証明書の副本は、生活安全企画課で保管するものとする。

(3)　証明書の番号は、生活安全企画課における暦年別一連番号とする。

第13　考査結果及び受講者名簿の保管等

生活安全企画課長は、初心者講習会の考査結果については銃砲登録照会システムに入力するとともに、当該システムから出力した受講者名簿にも考査結果を記載するものとし、年少射撃資格認定講習会の考査結果については年少射撃資格認定講習会受講者名簿に記載するものとする。

なお、当該受講者名簿及び年少射撃資格認定講習会受講者名簿については、所属において３年間保管すること。

第14　証明書の書換え及び再交付

1　証明書の書換え

署長は、規則第22条第１項に規定する講習修了証明書等書換申請書（規則第82条第１項の規定により年少射撃資格講習修了証明書の書換えを受けようとする者について準用する場合を含む。以下「書換申請書」という。）を受理したときは、当該書換申請書に添付された住民票の写しの記載事項を確認の上、当該証明書を書き換えて申請者に交付するものとする。この場合において、署長は、当該書換申請書の写しの余白に処理結果を簡明に記載して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

2　証明書の再交付

署長は、規則第22条第２項に規定する講習修了証明書等再交付申請書（規則第82条第２項の規定により年少射撃資格講習修了証明書の再交付を受けようとする者について準用する場合を含む。以下「再交付申請書」という。）を受理した場合においては、再交付の申請の理由を調査し、事実と相違ないと認めるときは、生活安全企画課長に確認の上、当該旧証明書と同じ内容の証明書を作成し、交付年月日の下欄余白に「再交付」と朱書して申請者に交

付するものとする。この場合において、署長は、再交付申請書の写しの余白に処理結果を簡明に記載して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

第１号様式（第８、第13関係）

年少射撃資格認定講習会受講者名簿

【開催場所】　　【開催日】　　年　　月　　日

番号	受理した署	受講者氏名	性別	出欠	住所	証明書番　号	考査点	合否
		（　年　月　日生）（　歳）	男 女					
		（　年　月　日生）（　歳）	男 女					
		（　年　月　日生）（　歳）	男 女					
		（　年　月　日生）（　歳）	男 女					
		（　年　月　日生）（　歳）	男 女					
		（　年　月　日生）（　歳）	男 女					
		（　年　月　日生）（　歳）	男 女					
		（　年　月　日生）（　歳）	男 女					
		（　年　月　日生）（　歳）	男 女					

備考　「受講者氏名」欄の受講者氏名には、振り仮名を付けること。

第２号様式（第８、第11関係）

受 講 票
受　講　者　番　号